

県営ため池防災対策事業実施要領

平成28年10月19日付け 農整第 485号の2
最終改正 令和 5年 5月26日付け 農整第 321号

第1 趣旨

県営ため池防災対策事業（以下、「本事業」という。）の実施に関しては、県営ため池防災対策事業実施要綱（平成28年10月19日付け農整第485号、以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

本事業において「農用地域」とは、農地、採草放牧地を含む地域。農地とは、耕作の目的に供される土地。採草放牧地とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものとする。

また、本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。

ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

イ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域

エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された特別豪雪地帯

第3 事業主体

要綱第2の事業主体は、本事業の調査、測量、設計及び試験、用地買収及び補償、工事実施、財産の譲与等一切を行うものとする。

第4 事業内容

本事業の事業内容は、次に掲げるもののほか防災上特に緊急を要すると知事が認める整備とする。

1 調査事業

ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証、避難対策等

2 整備事業

ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型）

土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型）

農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型）

ため池下流水路の改良（合併型）

3 促進事業

実施中の県営ため池等整備事業（以下、「補助ため等」という。）の進捗を促進（促進型）

第5 事業の実施要件

要綱第4の知事が別に定める要件は、次によるもののほか要領別紙1に定めるものとする。

2 要綱第3の2の事業のうち通常一型にあっては、原則として補助ため等の実施要

件に満たないため池かつ関係する農家が2戸以上の岐阜県農業用ため池台帳に記載のあるため池（防災機能のみのものを含む）を対象とする。

- 3 要綱第3の2の事業のうち通常二型にあっては、原則として補助ため等の実施要件に満たない土砂等の崩壊を防止する水路かつ関係する農家が2戸以上の農業用の水路を対象とする。
- 4 要綱第3の2の事業のうち通常三型にあっては、稼働中の農業用排水機場にあって、遊水池等の浚渫を単独で実施する場合に限る。
- 5 要綱第3の2の事業のうち合併型については、本事業又は補助ため等により行う、ため池の改修、廃止と併せ行う場合に限る。
- 6 要綱第3の3の事業は、補助ため等実施地区において、農村地域の防災力強化の観点から特に緊急的な整備を促進する必要があるため池及び管理施設の工事を対象とする。

第6 事業の申請

要綱第5第1項の市町村から知事への申請は、別記様式第1号、様式2号による。

- 2 知事の行う要綱第5第3項の通知は、別記様式第3号によるものとする。
- 3 その他知事が必要と認める書類。

第7 事業計画の変更

要綱第6第の1の工事計画の著しい変更とは、要綱第3の2及び3における工種の新設、廃止とする。

- 2 知事の行う要綱第6の通知は、別記様式第4号、様式第5号による。

第8 事業に要する経費

本事業に要する経費は、調査事業を除き、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年3月20日条例4号）の定めるところにより、予算の範囲内で、別表1のとおりとする。

要綱第3の2の整備事業における耐震対策は、「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について（平成28年4月1日付け農整第5号）」による。

第9 報告

要綱第9の報告は、事業を実施した各農林事務所長からの事業完了報告（別記様式7号）を受けた後、別記様式第6号によるものとする。

第10 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表 1

区分		県	地元
1	調査事業	100%	
2	整備事業	75%	25%
	一般地域	85%	15%
	中山間地域	95%	5%
	うち耐震対策	90%	10%
	その他	85%	15%
3	促進事業	地元負担割合は事業採択済の県営ため池等整備事業と同率	

付 則

この要領は、平成28年10月19日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年 3月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年10月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年 3月22日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2年10月 8日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3年 3月24日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5年 5月26日から施行する。

要領別紙 1

第 1 趣旨

要綱第 3 の事業の実施については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容及び要件

1 調査事業（要綱第 3 の 1 関連）

調査内容は、ため池や農業用排水路（これらに付帯する関連施設を含む）の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等とし、地域の総合的な計画作成を行う場合は、調査対象に前述の施設を含めることとする。

検証とは、豪雨に備えた対策として、水位監視装置の設置や土砂流入に備えた浚渫、流木の流入を抑制する網場の設置などについて、その効果等について行うこととする。

避難対策とは、ため池の浸水想定区域図、連絡体制、各種情報システム等を活用し、ため池の防災行動計画（タイムライン）の作成や図上訓練（DIG）等を行うこととする。

これらの内容については、あらかじめ参考様式 1 号により承認を受けることとする。

なお、この調査事業では設置の主目的が灌漑とする施設を調査の対象としている。一方で、県営農業用施設緊急改修事業（平成 27 年 10 月 15 日付け農整第 299 号）は、施設設置の主目的が防災対策となる農業用排水機場などを調査対象としている。

2 整備事業（要綱第 3 の 2 関連）

(1) この事業の通常一型は、ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備を実施、合併型は、ため池改修及び廃止に伴うため池下流水路の改良、通常二型は、土砂等の崩壊を防止する水路の改良を実施し、通常三型は、農業用排水機場の遊水池等の浚渫を実施し、各々総事業費はおおむね 200 万以上とする。また、ため池の付帯施設は、底樋、斜樋、余水吐、豪雨に備えた対策、注意喚起等の掲示等のため池の機能（多面的機能を除く）を維持するために必要なものとする。

(2) ため池廃止に伴う堤体等の施設撤去については、地震や洪水時に決壊した場合、農地をはじめ人家や公共施設に被害を及ぼす恐れがあるため池で、用途廃止後、当該土地が公共の用に供されること、市町村等による事業完了後の維持管理計画が明らかになっているものを対象とする。

(3) 浚渫については、堆砂により放流施設が機能しない恐れのある農地防災ダム、ため池で、堆砂率がおおむね 10% 以上であるものを対象とする。これと併せて行うものは次のとおりとする。

ア ため池流入流出部の護岸整備

イ 放流機能回復のためのゲート改修

ウ 利活用保全施設整備（浚渫土をため池敷内で処分しその処分地を含め整備）

（ア）ため池の安全管理又は利活用を図るための巡回用道路の整備

（イ）親水のための石積護岸、ブロック積等及び利用者の安全のための防護柵等の整備

（ウ）貯留水の水質を保全するための浄化施設、迂回水路の整備等

（エ）特認施設（利活用を考慮した照明設備、放送設備その他知事が特に必要と

認める施設)

エ 利活用関連施設整備(利活用保全施設整備の実施又は計画されていること)

(ア)ため池周辺の緑化を図るための植生

(イ)ため池周辺を保全するための便所、案内板、駐車場の整備

(ウ)利活用のためのベンチ、パーゴラ、水飲場、休憩所の整備

(エ)特認施設(棧橋、釣場その他知事が特に必要と認める施設)

(4)余水吐のみを改良する場合は、余水吐の断面が狭小等で、流域内の森林が悪化し、豪雨により土砂や流木が流れ込む危険性のある農地防災ダム、ため池で次の条件のいずれかに該当するものとする。

ア 以下条件の総面積が流域面積の10%以上存在するもの。

樹冠疎密度が0.5以下若しくは放置すると0.5以下になる恐れのある天然林。林相が過密(樹冠疎密度が0.9以上)となり下層植生が消滅している天然林。過密となった人工林で、林内照度の低下により下層植生が消滅又は消滅する可能性のある人工林。

風倒木や間伐木を放置してある森林。

イ ため池が決壊した場合、人家などに被害を及ぼす影響のある農業用ため池。

(5)土砂等の崩壊を防止する水路の改良については、総費用総便益方式による効果測定において、災害防止効果(農業、一般資産、公共資産)が見込まれ、かつ、本事業によって対策工事に着手する事が防災効果の早期発現に資すると認められる路線全体とする。また、豪雨に備えた対策として注意喚起等の掲示を含むものとする。なお、当該工事を本事業で実施する場合に、確定済の土地改良法による土地改良事業計画書に変更が生じる路線については本事業の対象としない。

(6)農業用排水機場の遊水地等の浚渫については、機場更新時であれば補助事業の対象となることから、当面の間、機場の改修等を見込まない地区で、遊水池に土砂等が堆積し、機場の排水能力が十分に発揮できていないと考えられるものを対象とする。また、豪雨に備えた対策として注意喚起等の掲示を含むものとする。

3 促進事業(要綱第3の3関連)

この事業は、補助ため等により事業実施中、かつ防災重点ため池の早急な対策を要するため池にあって、本事業経費を投入し補助ため等実施地区の事業進捗を促進する。

促進した補助ため等実施地区にあっては、予算要求調書や残事業費改定調書等に本事業経費を投入した旨を記載し適切な事業費管理を行うものとする。

事業費は、促進する本体総事業費(国庫補助として採択された地区単位)のおおむね30%以内とするが、これまでの進捗率などを加味し著しい遅延が生じている地区にあってはこの限りでない。

なお、対象とするため池は、地震調査研究推進本部(本部長 文部科学大臣)が長期評価している今後30年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が6%以上の範囲におおむね含まれていることを条件とする。

第3 その他

県営造成施設を要綱第3の2及3の事業において施行する場合で、その財産が県又は市町村、これらに準ずる団体(以下、団体)となっていない場合、事業主体は、所有者又は共有者等の把握及び相続関係等の調査を行い、団体への所有権移転登記又は所有権保存登記に必要な手続きを実施することとする。